

【問い合わせ先】

警備救難部環境防災課（1項目：環境保全担当）

専門官 原 TEL (03) 3591-6361（内線 3902）

TEL (03) 3591-9819（直通）

警備救難部刑事課（2項目：取締り担当）

専門官 野村 TEL (03) 3591-6361（内線 5403）

TEL (03) 3591-7946（直通）



平成23年7月14日  
海上保安庁

## 平成23年度「海洋環境保全推進月間及び海上環境事犯 集中取締り月間」の実施結果について

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月1日（水）から30日（木）までの1か月間を「海洋環境保全推進月間及び海上環境事犯集中取締り月間」として、海事・漁業関係者に対する現場指導を中心に海洋環境保全指導・啓発活動を実施したほか、廃棄物不法投棄事犯等の集中的な取締りを実施し、140件の違反を検挙しました。

### 1 全国で保全推進活動を展開

本期間中、「油類、廃棄物の不当排出等の防止」を重点項目として、全国各地で、海事・漁業関係者を対象とした「海洋環境保全講習会」、「訪問指導」、各種船舶に対する「訪船指導」等を実施しました。また、一般市民を対象とした「海洋環境保全教室」を開催しました。

	平成23年度の実施結果	平成22年度の実施結果（参考）
海洋環境保全講習会	43回（参加人数1,951名）	42回（同1,837名）
訪船指導	1,622隻	1,309隻
訪問指導	981か所	604か所
海洋環境保全教室	195回（参加人数11,247名）	156回（同9,160名）

#### 【主な活動事例】（別紙1参照）

- 訪船指導（第一管区 留萌海上保安部）
- 海洋環境保全講習会（第十一管区海上保安本部）
- 海洋環境保全教室（第八管区 宮津海上保安署）
- 合同海上パトロール（第六管区 尾道海上保安部）

この他、自治体や海上保安協力員等のボランティアと連携して、漂着ゴミ分類調査を活用した啓発活動を計32回（参加人数2,942名）実施しました。

### 2 月間中の取締りで140件を摘発

本月間中の取締りで、

廃棄物の不法投棄事犯 37件、油の不法排出事犯 21件、船舶の不法投棄事犯 48件、  
その他の違反 34件

計140件を摘発しました。

#### 【主な投棄事犯】（別紙2参照）

- 水産加工で発生した貝殻の不法投棄事犯（第四管区 四日市海上保安部）
- 漁船からの廃棄物不法投棄事犯（第一管区 稚内海上保安部）

## 期間中の主な活動事例

### ○訪船指導（第一管区 留萌海上保安部）

平成23年6月3日、北海道留萌港に入港した油タンカーを訪船し、油類取扱作業における事故防止、廃棄物、ビルジ等の適正処理、事故発生の対応要領などについて指導を実施しました。



### ○海洋環境保全講習会（第十一管区海上保安本部）

平成23年6月22日、沖縄県において石油備蓄関係者に対する海洋環境保全講習会を実施しました。受講者56名は、海上保安本部職員の講義に熱心に耳を傾けました。



### ○海洋環境保全教室（第八管区 宮津海上保安署）

平成23年6月23日、地元小学校の5年生63名を対象に海洋環境保全教室を実施し、映像を用いて海洋汚染の現状を説明するとともに、パックテスト(\*)を用いた水質検査体験を実施しました。

\*パックテスト：ポリエチレン製の小チューブに試薬が封入された簡易水質分析器具を使用し、その器具に小穴をあけて試験水を吸い込み一定時間後の色の変化により濃度を測定する。



### ○合同海上パトロール（第六管区 尾道海上保安部）

平成23年6月17日、広島県尾道市沖合い海域において、関係行政機関（環境省中国四国地方環境事務所、尾道海上保安部、広島県等）による合同環境パトロールを実施しました。当庁巡視艇に乗り込み沿岸部に廃棄物が不法に投棄されていないか監視を実施しました。期間中、第六管区では、合計8部署でこのような関係行政機関等と連携した合同パトロールを実施しました。



## 期間中の主な投棄事犯

### ○水産加工で発生した貝殻等不法投棄事犯

(第四管区 四日市海上保安部)

沿岸調査において、三重県津市の海岸に大量の貝殻が散乱していたことから、調べた結果、水産加工場から発生した貝殻等の収集を依頼された男(45歳)が、指定場所までの搬送作業が面倒になり、あさりの死骸・はまぐりの貝殻約1.2トンを不法投棄した事実が判明し、男を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で検挙しました。



### ○漁船からの廃棄物不法投棄事犯

(第一管区 稚内海上保安部)

北海道天塩沖合に多数の袋が散乱していたことから、回収して中身を調べた結果、ごみの中に送り状を発見し、この送り状から投棄者を突きとめ、漁船乗組員がぼたて養殖業の漁具整備で発生したロープ、空き缶等15袋(40.2キログラム)を適正処理の手間を省くため漁船から不法投棄した事実が判明し、1法人6名を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反で検挙しました。

